

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

2026年4月17日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長 上松 英司

1 業務の概要

(1) 業務名

人事評価制度改定検討支援業務（2026年度）

(2) 業務内容

阪神高速道路株式会社（以下、「当社」という。）の人事評価制度のうち、コンピテンシー評価として実施しているキャリア開発システム（以下、「CDS」という。）については、当社において現行の評価制度と運用状況の課題点を踏まえて評価項目を主とした見直しを図っているところである。

本業務は、社会動向や事業環境等の変化が著しい状況においても、CDSが社員の能力開発及びキャリア志向の向上に寄与し、以て組織の成長に繋がるよう、第三者視点から現行評価制度の実態等を分析したうえで助言、情報提供や意見交換を行うとともに、評価者によって判断基準や評価結果がぶれないよう、当社の業務上の行動実態を踏まえたうえで評価基準を明確かつ具体的に定義し、評価項目や社員の職能資格ごとの重要度を踏まえた点数配分（ウェイト）を設計する作業を実施するものである。また、評価点数配分の設計と併せて、絶対評価を導入する場合の課題と解決案や社員の昇格判断基準に活用できる要件設定に関する助言を行う。

(3) 業務期間

契約締結の翌日から2027年1月29日まで

2 企画競争参加資格

- (1) 阪神高速道路株式会社契約規則（平成 23 年阪神高速規則第 10 号）第 6 条各号に掲げる者に該当しないこと。
- (2) 阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和 5 年阪神高速細則第 1 号）に基づく取引停止の対象者に該当しないものであること。
- (3) 企画提案書の提出時に、次の①から④までの書面を提出した者であること。
 - ① 企画提案書の提出期限の日から過去 3 ヶ月以内に発行された商業・法人登記事項証明書の写し
 - ② 営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所（地域を代表して主に契約を締結する本店、支店、事務所等）の所在状況についての記載を含んだ書類。同様の内容が記載されていればパンフレット等でも可）
 - ③ 次の財務諸表類（直近 1 年間の事業年度分）
 - イ 法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書
 - ロ 個人にあっては、営業用純資本額及び収支計算を明らかにした書類
 - ④ 企画提案書の提出期限の日から過去 3 ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別紙第 9 号書式（その 3、その 3 の 2、その 3 の 3 のいずれか））の写し
- (4) 企画提案書の提出期限の日から企画提案書の特定通知の日までの期間に当社から競争参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 企画提案者の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。
 - ① 業務実績

2021 年 4 月以降に完了した、従業員 700 名以上の会社における、人事評価制度の検討及びその導入支援を行った実績を有すること。ただし、企画提案書等の提出期限日において、契約履行中であっても、この実績があれば可とする。

業務実績があることの証明に当たっては、次の資料を提出すること。

 - ・企業の業務実績書
 - ・契約書等の写し（契約書、検収に関する書類等の写し、またはそれに代わる契約相手方代表者による証明書等とし、当該調達と同等の業務実績が確認できる部分を含めて提出すること。業務実績の証明に不要な部分については墨塗りして差し支えない。）
 - ② 配置予定者の資格

配置予定者に対する要件は以下のとおりとし、業務実績があることを記した資料を提出すること。ただし、企画提案書等の提出期限日において、契約履行中であっても、この実績があれば可とする。

 - ・配置予定の責任者は、2021 年 4 月以降に完了した、従業員 700 名以上の会社における、人事評価制度の検討及びその導入支援を行った実績を 1 件以上有していること

- ・配置予定の担当者は、人事評価制度の検討及びその導入支援に関する業務の従事経験を1件以上有していること
- ・業務実績があることの証明に当たっては、次の資料を提出すること。
- ・配置予定者の業務実績書
- ・契約書等の写し（契約書、検収に関する書類等の写し、またはそれに代わる契約相手方代表者による証明書等とし、当該調達と同等の業務実績が確認できる部分を含めて提出すること。業務実績の証明に不要な部分については墨塗りして差し支えない。）

(6) 詳細は企画競争説明書による。

3 手続等

(1) 担当部署

阪神高速道路株式会社 経理部契約課 福山

(住 所) 〒530-0005 大阪市北区中之島3-2-4

(電 話) 06-6203-8888 (代)

(F A X) 06-6203-8313

(E-mail) keiyaku-hs@hanshin-exp.co.jp

受付時間：午前10時から12時まで、午後1時から4時まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く）

(2) 説明書の交付期間及び方法

- ① 交付期間：本公示の日から2026年5月8日（金）午後4時まで
- ② 交付方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により、下記サイトからの受領ができない場合は、CD-R等により交付するので、事前に上記(1)の担当部署へその旨申し出ること。
 - ・阪神高速道路株式会社ホームページ（購入等の入札公告ページ）
<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/buppin/>
- ③ 交付図書のダウンロード手順：②のサイトにて、当該購入等の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのURL情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限：2026年5月8日（金）午後4時必着
- ② 提出場所：(1) に同じ
- ③ 提出方法：7部を持参又は郵送等（配達記録の残るものに限る。）すること。持参する場合の受付時間は説明書の交付開始日から企画提案書の提出期限までの毎日（休日を除く）、午前10時から12時まで、午後1時から4時まで

(4) 企画提案に関するプレゼンテーションの実施有無

本業務に係る企画提案でプレゼンテーションは実施せず、提出された企画提案書による書面審査とする。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1) に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書は返却しない。
- (6) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした提出者に対して取引停止措置を行うことがある。
- (7) 企画提案書が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、当社関係規程に基づく契約手続の完了までは、当社との契約関係を生じるものではない。
- (8) 企画競争の実施の結果、各社の提案内容が当社の求める水準に達しないときは、企画提案書を特定しないことがある。
- (9) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても選定又は特定しない。
- (10) 企画提案書の提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出、企画提案書に記載された内容の変更は原則として認めない。また、企画提案書に記載した配置予定の責任者等は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者等であるとの当社の了解を得なければならない。
- (11) 企画競争に参加する各社は、本企画競争参加により知り得た情報について、守秘義務を負うこととする。
- (12) その他の詳細は企画競争説明書による。

(参考資料)

○阪神高速道路株式会社契約規則

(競争参加不適格者)

第6条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させないものとする
ことができる。

- 一 制限行為能力者（契約の締結及び履行のために法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得ている者を除く。）
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 建設業法その他の法令の規定により許可等を必要とする営業である場合において、その許可等を有しない者
- 四 次のいずれかに該当すると認められる者のうち、該当する事実があった後3年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）
 - イ 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料若しくは物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害した者又は不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員（会社の使用人をいう。以下同じ。）の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由なしに、契約を履行しなかった者
 - ヘ イからホまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 五 前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者
- 六 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 七 競争参加資格に関する審査申請書（添付書類又は資格審査申請用データを含む。）の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- 八 阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則（平成21年阪神高速規則第3号）に基づく入札等除外措置を受けている者又は同規則別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者
- 九 法令の規定に違反して営業を行った者